平成２３年（フ）第２４２０号
愛知県愛西市立石町中131番地
債務者　ガレージヤマトこと　吉川　輝実
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
4　破産債権の届出期間　平成23年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６８号
埼玉県越谷市南越谷１丁目７番35号　コーポ南越谷Ｅ―604
債務者　境　　光志
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　博文
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
埼玉県越谷市宮本町５丁目26番地12
債務者　境　　浩志
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　博文
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
東京都足立区古千谷本町１丁目７番12号、旧住所東京都足立区入谷４丁目18番16号クレシェンテ302
債務者　増田　岩雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　明
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８７０号
愛知県半田市花園町１丁目10番地の１　清風苑202号
債務者　伊藤　　強
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５３号
宮崎市大字富吉396番地
債務者　黒木　國男
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８９号
群馬県高崎市大沢町88番地１
債務者　高橋　哲郎
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４７号
宮崎市大塚台西１丁目１番地32　セラヴィ大塚台１―201号
債務者　黒木兼一郎
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１０号
愛知県稲沢市井之口大宮町45番地　シャトレ愛松稲沢Ⅶ―605
債務者　山中　　巌
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７１１４号
大阪府吹田市山手町３丁目30番７号
債務者　兼屋　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４４号
大阪府豊中市東豊中町６丁目９番13―1301号
債務者　戸髙　秀明
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９５号
大阪府東大阪市長堂３丁目16番５号
債務者　石谷ともみ
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１１号
大阪市港区南市岡３丁目10番８号　サンシャイン弁天町402号、前住所大阪市港区南市岡１丁目３番22号
債務者　髙野　信昭
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０８号
宮城県塩竈市玉川３丁目７番２号
債務者　荻原　聖子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２４号
神奈川県海老名市上今泉２丁目10番46―９号
債務者　水本　　勉
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中道　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３号
山梨県富士吉田市上吉田998番地の12
債務者　篠原　憲男
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係